

外国語教育における国際理解教育のあり方

横 田 勉

はじめに

これまで日本の歴史において国際化は、主として外からの影響という観点において問題とされてきた。とくに、諸外国からの日本人に対する物心両面への影響がとりわけ大きかったことは、遣唐使以来、数回に及ぶ日本と諸外国との交流史において、そのつど改めて強く意識されたことによく認められる。現在では各種の諸外国からの影響に好むと好まざるとに関わらず、大小さまざまな影響を受けているのは事実である。しかし現在、すでにその兆候が見られるように、日本が外へ向かってその影響を及ぼすことが、日本の新たな進路として認められている。むしろ今ほど日本が積極的に外へ向かって働きかける姿勢と実行力とを必要とされる時はないといえよう。国際社会における日本の新たな役割は今後ますます重要となっていくことは明かである。国家および地域相互の依存度が高まっている世界の状況は、日本人に意識の転換を迫っているのが現実である。

教育の国際化とはこのような現実において避けて通ることのできない課題である。本稿の目的は、このような日本の置かれた社会環境を見据えて、今後、外国語教育において国際理解教育をすすめるためには、他文化理解とそれに基づく文化間コミュニケーションの能力を習得するための学習を基底とする国際理解教育を積極的に展開する必要があるという観点から、その主要な課題を検討することにある。

1. 国際理解教育の根拠

1974年の第18回ユネスコ総会勧告、1980年の第21回ユネスコ総会決議、1983年の「国際理解教育政府間会議」、および同年の「ユネスコ協同学校計画30周年記念会議」など数回にわたるユネスコ会議において、国際理解教育が主要な議題として検討され各種の勧告や提案がなされた^①。この中でとくに注目すべき内容は、国際理解教育における文化的側面の重要性、とくに、文化の多様性の認識と、そうした多様な文化相互を尊重することを基底とする他文化理解教育の重要性である。この中で現代の社会における教育内容は、全人類の直面しているさまざまな問題や課題(飢饉、食料問題、環境保護など人類共通の課題や文化遺産など)を含むものでなければならないと強調されている。国際理解教育はこのように人類の平和的共存に深く関わる課題を広い視野から検討することが重要であるとしている。

国際理解教育に関する主要な参考資料としては、1974年の第18回ユネスコ総会勧告「国際理解、国際協力および国際平和のための教育ならびに人権および基本的自由についての教育」がある。

この勧告では国際理解教育のための教育政策として次の7項目をその主要な指導原則としている。

- (1) 国際的視野の重視……あらゆる段階、あらゆる形態の教育に国際的側面と世界的視点をもたせること。
- (2) 他文化理解……あらゆる民族、その文化、文明、価値および生活様式に対する理解と尊重。
- (3) 国際協力……諸民族および諸国民の間に世界的な相互依存関係が増大していることの認識。
- (4) コミュニケーション能力……世界のあらゆる人々と交信する能力の重要性。
- (5) 権利と義務……権利を知り、それを主張するだけでなく個人、社会的集団および国家にはそれぞれ相互に権利だけでなく負うべき義務もあることの認識。
- (6) 国際協力……国際的な連帯および協力の必要についての認識。
- (7) 社会参加……個人が所属する社会、国家および世界全体の諸問題を解決するために積極的に参加すること。

これらの七項目を国際理解教育の理念として、他文化とその相互影響、ものの見方や考え方、生活様式の相違などを相互に理解し合うことの重要性が強調されている。そのためには世界各地の社会や文化の多様性に注目し、教育における文化的側面の重要性とその理解に基づく他文化理解の重要性が強調されている。このユネスコ総会勧告とは別に「ユネスコ共同学校計画30周年記念国際会議」においてとりあげられた問題の中に、国際理解教育を大学や成人教育へも導入すること、軍縮、新国際経済秩序、人権など現代世界の重要な諸問題をとりあげる必要性、そしてコミュニケーション関係者との密接な協力の必要性などがある。

このようにユネスコの提案はこれからの教育に多くの示唆を与えてくれる。とくに、国際理解教育は学校教育だけに限らないという視点、また生涯教育の主要な内容として、この国際理解教育を推進するという視点を汲みとると、学校教育のあり方および学校と社会の機能と相互関係などについてユネスコ勧告は注目すべき課題を提示しているといえよう。

以上のようなユネスコ勧告を基底とする教育を考えると、日本におけるこれまでの学校教育においては、教育観の再検討が早急に必要ことがわかる。とくに外国語科教育については、その目標と内容について再検討すべき課題が多い。

ユネスコ総会の決議などに基づく国際理解教育に関して日本がこれまで行った教育実践としては、1952年の第7回ユネスコ総会の決議に基づき、1953年から開始された「ユネスコ共同学校計画」に参加した教育実験がある。この教育実験校の実験結果からおよそ次のような実態が検証された²⁾。

- (1) 外国人に対する偏見と固定観念の実態があること。
- (2) 子供が他国を理解するとき、そのための理解構造とそのプロセスがあること。
- (3) 国民としての自覚と国際理解とは密接な関係があること。
- (4) 他国、他民族、他文化の理解に必要な客観的で正確な知識に裏づけられた総合的な学習の必要性があること。
- (5) 他国民に対する共感的な理解や態度の育成が重要であること。

- (6) 国際理解の意識や能力には発達段階があること。
- (7) 日本人の国際性には欠陥があること。
- (8) 総合的、統合的な学習と学習方法が国際理解教育には必要であること。
- (9) 人権意識の欠如の実態にもとづくその育成の方法が重要であること。

以上のようなユネスコ勧告の主旨と教育実践の成果を踏まえて、国際理解教育を日本の教育において今後どのように推進すべきであろうか。ここでは国際理解教育の起点を日本国憲法に求める立場を明確にしたい。日本国憲法はその前文で次のようにその理念を述べている。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く理解するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

憲法はこのように、普遍的なものとしての政治道徳の法則を明言しているが、道徳的課題をも提示していることは、この理念の追求が今もって大きな課題であることを含意するものである。国際社会において名誉ある地位を占めるとは、たとえばどのようなことであろうか。外国語教育において、この理念をどのように具現していくべきであろうか。現在の日本においては、心の国際化が問題となっているが、これはそのこと自体、日本人の国際化が遅れていることの証言ではなからうか。このような心の国際化について、上田（1988）は次のように述べている⁹³。

「国際化は世界のごく自然な流れのように主張されているが、いくら外国人と上手に話せても外国文化に豊かな知識をもっている、それで望ましいかわりができるとはいえないであろう。世界のどこかに飢えがあっても大災害があっても、あるいは戦争があっても、さして気にならない国際的感覚とはいったいなにか、核による均衡というような恐ろしいものに馴れきってしまった国際性とはいかなるものか、もし国際化が今後意味ある前進をすれば、この問題を無視してなにごとが語れよう。」

このような観点は教育関係者にとって特に重要な教育課題として、改めて考えるべき多くの問題を含んでいる。日本の教育においては、このような観点による教育はこれまでなおざりにされてきたといえよう。他文化を国民性や民族性、価値観、生活様式の相違としてのみとらえる傾向が強い日本の社会において、国際理解や国際協力のあり方が問われるのは、上田の指摘しているような点に要約できよう。学習者の目と心を地球上のさまざまな事象や現象、人類全体に関わる問題などに向けさせることから国際理解教育は始まる。そして、それぞれの文化に固有なもの各文化に共通するものとを理解し、価値判断ができる人格の教育が国際化教育の第一歩である。そのためには教育内容の現代化と国際化を中核とする統合的なカリキュラム開発が必要である。外国語科教育においては、このようなカリキュラムに国際理解教育の一環として位置づけられる他文化理解教育と、それに基づく文化間コミュニケーションの能力の習得を実現できる新たな教育内容が求められる。

II. 他教科における国際理解教育の目標

国際理解教育に関するユネスコの活動を踏まえて、我が国における国際理解に関連した教育内容をみると、学校教育に関する限りそれがもっとも明確に示されているものは、文部省の学習指導要領においてである。学習指導要領においては、国際理解とか国際交流を目標として各教科の教育目標が明示されている。このことは、国際理解のための教育は学校教育全体で取り組むべき課題であるということを示している。国際理解のための教育はただ単に外国語科教育だけで担うべき課題ではないという点が重要である。さらに、各教科ごとの国際理解を目指す教育目標と内容はそれぞれの教科独自ののものであっても、目標や内容が教科間で重複していることは、各学校独自の調整と統合による国際理解教育のためのカリキュラムが必要となることを意味する。調整と統合のために、どのような目標が指導要領に盛り込まれているかを、ここでは高等学校学習指導要領に依って以下に列挙する。

1. 古典を読んで、日本文化の特質や日本文化と中国文化の関係について考えること。(古典 I)
2. 現代世界の形成の歴史的過程について、近現代史を中心に理解させ、世界諸国相互の関連を多角的に考察させることによって、歴史的思考力を培い、国際社会に生きる日本人としての自覚と資質を養う。(世界史 A)
3. 現代世界の形成の歴史的過程と世界の歴史における各文化圏の特質について理解させ、文化の多様性、複合性や相互交流を広い視野から考察させることによって、歴史的思考力を培い、国際社会に生きる日本人としての自覚と資質を養う。(世界史 B)
4. 我が国の歴史の展開を、世界史的視野に立って理解させ、特に近代社会の成立と発展の過程を我が国を取り巻く国際環境などと関連付けて考察させることによって、歴史的思考力を培い、国民としての自覚と国際社会に生きる日本人としての資質を養う。(日本史 A)
5. 我が国の歴史の展開を、世界史的視野に立って総合的に理解させ、我が国の文化と伝統の特色についての認識を深めさせることによって、歴史的思考力を培い、国民としての自覚と国際社会に生きる日本人としての資質を培う。(日本史 B)
6. 世界の人々の生活、文化に関する地域的特色と共通の課題を理解させ、世界大小様々な地域的まとまりから考察させることによって、地理的な見方や考え方を培い、国際社会に生きる日本人としての自覚と資質を養う。(地理 A)
7. 世界の人々の生活、文化に関する地域的特色とその動向を、自然環境及び社会環境と関連付けて理解させ、世界と日本を比較し多面的に考察させることによって、地理的な見方や考え方を培い、国際社会に生きる日本人としての自覚と資質を養う。(地理 B)
8. 国際社会と人類の課題

国際的な相互依存関係の緊密化に伴う国際社会の変化及び日本経済の国際化について理解させ、国際秩序の形成・維持と平和の実現及び生活の向上と福祉の増大が人類の課題であることを把握させるとともに、これからの国際社会における日本の役割及び日本人の生き方について考えさせる。(公民)

9. 国際化と日本人としての自覚

日本の思想や文化の特色について理解させ、国際社会における主体性のある日本人としての在り方生き方について思索を深めさせる。(倫理)

10. 広い視野に立って、民主主義の本質に関する理解を深めさせ、現代における政治、経済、国際関係などについて客観的に理解させるとともにそれらに関する諸課題について考察させ、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。(政治・経済)

11. 保健・医療の制度

国民の健康の保持増進を図るための保健・医療制度や世界保健機構の国際活動について理解させる。(保健)

12. 鑑賞

民族音楽の種類と特徴 (音楽Ⅰ)

13. 鑑賞

文化的背景に基づく民族音楽の特徴 (音楽Ⅱ)

14. 鑑賞

我が国及び諸外国における現代の音楽 (音楽Ⅲ)

15. 鑑賞

時代、民族、風土などの相違による美術のよさや美しさ (美術Ⅱ)

16. 鑑賞

美術が国際間の理解や協調に果たす役割 (美術Ⅲ)

17. 鑑賞

時代、民族、風土などの相違による工芸のよさや美しさ (工芸Ⅱ)

18. 鑑賞

工芸が国際間の理解や協調に果たす役割 (工芸Ⅲ)

19. 国際経済活動に関する実践 (商業、総合実践)

20. 国際経済 (商業経済)

21. 英語を通して商業に関する実践を行うための知識と技術を習得させ、国際理解を深めるとともに、英語を経営活動に役立てる能力と態度を育てる。(英語実務)

22. 経済を中心とした国際交流や外国の産業経済に関する知識を習得させ、国際理解を深めるとともに、国際間の経済活動に適切に対応する能力と態度を育てる。(国際経済)

23. 英語を通して、外国の事情について理解を深めさせることにより、国際理解の基礎を得させる。(英語理解)

以上は表現上で国際化とか国際理解の主旨が文面上で明確に表現されているものだけをとりあげたが、これ以外の教科においても、内容においては国際理解に関する教育内容を含むものがほとんどすべての教科に認められる。小学校および中学校学習指導要領においても、それぞれ国際理解教育を目指す教育目標が各教科において明示されている。この点で、我が国の学校教育にお

いては、ユネスコの活動に呼応する国際理解教育のための教育実践が学校教育の中に明確に位置づけられているといえよう。

Ⅲ. 外国語教育における国際理解教育

1) 学習指導要領

外国語教育において国際理解教育を教育内容とするとき、学習指導要領の主旨はその基本的なあり方を示している点で重要である。

平成元年3月15日に告示された中学校学習指導要領は、教育課程審議会が、昭和62年2月12日に答申した教育課程の基準の改善のねらいに基づいて、国際理解に関する教育の目標を、「国際理解を深め、我が国の文化と伝統を尊重する態度の育成を重視すること」に定めた。この改訂の主旨を受けて、中学校における外国語科の目標も、「国際化の進展に対応し、国際社会の中に生きるために必要な資質を養うという観点から、特にコミュニケーション能力の育成や国際理解の基礎を培うことを重視する」として、三つの基本方針をあげた。そのうちの一つとして、「外国語の習得に対する生徒の積極的な態度を養い、外国語の実践的な能力を身に付けさせるとともに、外国についての関心と理解を高めるよう配慮する。」をあげ、国際理解教育の重要性を明言した⁹⁾。この基本方針を受けて、中学校外国語科の目標は次のように示されている。

外国語を理解し、外国語で表現する基礎的な能力を養い、外国語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てるとともに、言語や文化に対する関心を深め、国際理解の基礎を培う。(中学校学習指導要領「外国語」)

このように中学校外国語科の最終目標は、国際化の時代に生きていくための国際性を身に付けることにある。国際理解教育という視点からこの目標を見ると、それは外国語の言語能力を身に付けることも、言語や文化に関する知識や関心を深めることも、すべて国際理解のための手段として位置付けることができるといえよう。

このような中学校外国語科の目標を踏まえて、高等学校外国語科の目標は次のように明示されている。

外国語を理解し、外国語で表現する能力を養い、外国語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てるとともに、言語や文化に対する関心を高め、国際理解を深める。(高等学校学習指導要領「外国語」)

このように、中学校と高等学校における外国語教育は、国際理解を最終目標とする連続的一貫性をねらいとする教育活動である。他文化理解は自文化と他文化との比較対照による学習の成果として自然に多様な文化観や価値観を内面化することにより、その目標を達成することができる。日本語や日本文化に関する学習が前提にあってはじめて、他文化理解が可能となる。この点で、外国語科教育だけで国際理解教育を十全に実現することは困難であることがわかる。では外国語科教育において、この国際理解教育を具体的に実践するためのカリキュラムをどのように創りあげていくのであろうか。

ここではその一つの方法として、他教科の内容に基づくシラバス構成による教材作成と、それに基づく教育内容をあげることができる。各教科間で重複している教育目標や教育内容を関連づけて、外国語科独自の整理・統合による教育内容を編成する方法である。目標を達成するための教育内容を、他教科の内容から抽出し、シラバスに構成することが最初の作業である。次にその各シラバスを社会や文化および知識・学問体系の自然な知識構造に応じて配列する。たとえば、「日本文化の伝統と特色」（日本史）という内容領域を構成するシラバスを、学習者の実態や構成などにより、最適と考えられるものを精選する。この場合、日本史はもちろん、古典、倫理、音楽、美術など多くの教科がこの領域の学習内容に関わってくる。したがって、この領域の学習内容を精選する作業には、外国語教師と他教科の各専門分野を担当する教師との協力による共同作業が必要となる。さらに、教材作成に関する専門的スキルと経験が求められるため、教育研究機関などとの協力による共同作業が必要となる。この方法は、各教科間相互の協力関係が前提になるという点で、外国語科教育を含めて、日本の学校教育の根本的な課題がここにあるといえよう。

外国語科教育において、国際理解のための教育内容を編成する際、もっともその中心となるものは、他文化理解と文化間コミュニケーションの能力の涵養である。多様な文化の理解とは、他文化を知識として理解するだけでなく、その知識に基づく他文化への同調、共感的態度と、さらにそれに基づく文化間コミュニケーション能力の習得という三段階を経た統合的な学習に基づく理解能力をいう。これからの外国語科教育における国際理解教育のねらいは、他文化学習をその中心に据えたこの統合的能力の習得が目標となる。

2) 文化の領有

他文化理解と文化間コミュニケーション能力を目指す外国語科教育は、文化学習を中心とする統合教科となる。外国語を通して目標外国語文化圏を中心とした社会の文化や価値観を学ぶことは、学習者の内面世界の深化と拡大につながる。ここに教科教育としての外国語科教育における主要な課題が存在する。自文化の領域を超えて他文化の領域へと学習者の活動範囲が広がってゆく点に、発達過程としての他文化学習の特徴と教育的価値を認めることができる。この他文化学習により、学習者は自文化の価値体系を基底とした文化観や価値観を客観的に把握し、複数文化を再検討、再評価できるようになる。この段階が他文化学習の第一段階である。したがって、相互の文化や価値観を客観的に知識として理解するだけでは、他文化学習の目標を達成したことはない。

等価あるいは異質な個別文化から、それぞれの文化や価値体系に共通の文化特性、価値意識を見出す学習が第二段階の他文化学習である。次にそうした諸特性を文化の分節として、学習者の日常生活や学習活動に生かし、さらにそこから、新たな文化や価値観を創り出すことができるような主体的、積極的な生き方や生活態度を身につけることが第三段階の他文化学習である。この異質な文化に対する主体的、積極的な態度は、学習者が文化運用能力を獲得したことを示す。そして最終的には、他文化との葛藤や競合に主体的に対応できる統合的な文化的行動能力としての文化間コミュニケーション能力をもって、他文化学習は望ましい学習成果を収めたことになる。

このように考える根拠には、価値観は移動、転移あるいは移植が可能な文化的実体であるとする文化観に立脚した教育観が前提にあるからである。価値観の変更、削除などはあり得ず、既成の価値観は人間の意志を超えてそこにあり、それは新たな価値観の基礎となる。変更は別の価値観の創造に他ならず、したがって既成の価値観を超えた人間社会の存在はあり得ない。すべて価値観に基づき、社会集団は存続可能な実体となっているのである。この意味で文化は動的ないしは流動的であるとする文化観⁹⁾を外国語科教育に導入することができる。

一方、文化の所産としての価値観は、外国語科教育に限らずすべての教育的営みにおいて最も重要な学習課題として、その「領有」が課題となる。文化を社会空間における象徴的主体として機能をもち展開してゆく実体ととらえる観点を導入すると、文化の領有を目指す一種の闘争が教育により意図的に押し進められた結果が文化的欲求として前面に押し出されるといえよう¹⁰⁾。

文化と教育の相互関係をこのような視点でとらえると、教育活動は文化という一種の財を領有するための教育的闘争と説明できる。外国語科教育における他文化学習は、この意味で言語を媒体として異質な価値体系をもつ文化圏に入り、その領有域をを拡大するための学習であるといえる。

IV. 文化間コミュニケーション

1) コミュニケーション能力

文化領有のための文化間コミュニケーションを考えるうえでまず重要な点は、個人間のコミュニケーションの実態である。Condon, J. C. (1980) は次のように述べている。

個人間のコミュニケーションを解釈する上で考慮すべき最も重要な点は、何らかの行為（または、ことば）を表現する人でもなければ、表現された行為やことばでもなく、もちろんそういう表現の裏にある意図でもない。むしろ、決定的な問題は、その行動がいかにかに認知され解釈されるかである。だからといって、意図や表現が重要でないというのではない。それらがまたきわめて重要なことは明白である。そうではあるが、認知され解釈される行動の多くが、必然的に、自分自身では表現していることも意識すらしていない行動であり、その多くが私たちが観察されていることにも気がつかない他人によって解釈—意味の付与—がなされるのだ¹¹⁾。

このようなコミュニケーションに対する解釈の基底には、コミュニケーション成立に決定的な役割を果たすものは、実現した表現や行動、あるいは実現しなかった表現や行動そのものではなく、それらに対して他人（相手）が与える意味であるという考え方を認めることができる¹²⁾。

文化間コミュニケーションは、このような個人間コミュニケーションの特質を受け継いでいると考えることができる。すなわち、個人の文化的背景が対象の解釈を左右し、その個人なりの理解をもって、対象を対象として認識するからである。そのような対象（文化）理解のための学習のプロセスは次の二段階を経て実現すると考えられる。

第1段階 自文化にある期待や前提条件の理解

第2段階 他文化の背景をもつ他人の行動の理解と、その行動に共感、追従する行動の実現。
文化間コミュニケーション能力をこのように理解すると、これを習得するための具体的な外国

語学習は、他文化を領有することにより文化の共有を実現することをねらいとする学習活動であるといえよう。

2) 文化共有の学習

外国語科教育の目的を国際理解教育という観点からとらえると、文化的内容の教材を通して、文化間理解のための過程と方法を習得することができるような学習指導が望まれる。したがって、文化間理解のための外国語科教育という観点を強調すれば、言語の学習は文化理解のための手段であるとする観点を立てることができる。この観点は、文化間の深層的、主観的文化特徴を理解できるまでに到達できる人格の形成を目指すのが外国語科教育の目標であるとする立場から導かれるものである。言語学習だけを強調することは、狭義の言語伝達能力という観点から外国語科教育をとらえる立場につながり、教科の目標である文化感性や国際協調の精神など人格形成を面前に押し出すことが困難となる。これからの外国語科教育においては、文化間理解教育という観点から文化伝達能力の習得という立場を明確に打ち出すことが望まれる。この文化間理解をねらいとする学習として、たとえば次に示すような文化の共有をねらいとする学習があげられる。

学習目標：イギリス人の行動と自分自身の行動とを客観的に把握できる学習

学習課題：「電車に乗り座っているとき、車内が混み合ってきたらイギリス人は必ず席をつめる」という説明を読んで、自分自身の行動と比較し、自分の考えをまとめることができる。

指導手順：1) 課題テキストを読む前に「電車などに乗っていて車内が混んできた場合、もしあなたが座っていたとしたら、そのときあなたはどのようにしますか。」という質問をして各自の考えを書かせる。

2) 課題テキストを辞書を使って読む。

3) 課題テキストの内容の要点を説明する。

4) 1) による調査結果を示して、課題テキストの内容と自分自身の考え、およびクラス全体の平均的な意見とを比較検討する。(補足説明や話し合いを含む)

テキスト：In an electric train in Britain, if someone are standing because the carriage is full, those sitting will always adjust their position, so that they take up as little space as possible. In this way, they create some space room and a few standing ones can now sit down.⁹⁾

指導手順1)の結果：

1) 相手が老人の場合は席をたってゆずる	……33(人)	50.8(%)
2) 相手を見て席をゆずる	…… 8	12.3
3) 時と場合により席をゆずる	……14	21.5
4) 席をゆずらない	……10	15.4

合計 65 100.0

課題文で、“those sitting will always adjust their position”という行動は、イギリス人に特有

な行動文化である。言語的操作の例として、‘will always adjust’ という表現は、一つの固定した表現として、‘make some space room for’ という意味を表す。したがって、たとえば、‘will never adjust’, ‘will usually adjust’, ‘will sometimes adjust’ などの文法的操作はコンテキストを離れたレベルにおける社会的意味を持たない項目となり、教育文法の領域外における文法事項となる。

このような実践例⁽¹⁰⁾から得られた結果は、日本人と英国人との特定の行動（文化）や価値観については、その差がちぢまり、共通の行動（文化）や価値観が日英両国間に認められることを示すものである。この学習により、学習者は日常生活における行動を改めて問い直す機会を持つことができる。このように、国民や民族などの違いを超えて人間に共通の行動（文化）や価値観が存在することを前提とした他文化に関する学習は国際理解教育における最も重要な課題となる。外国語科教育においては、文化的内容や風物、習慣だけでなく、人間の日常生活全般におよぶ行動（文化）や価値観などを含む幅広い内容を授業で取り上げることが求められる。

おわりに

国際理解教育は、国際間の理解を深めるために、国際協調の精神を養うことを目的とする統合的な教育活動である。これは学校全体で取り組むべき教育活動であり、外国語科教育単独で実践できるものでないことは明かである。また学校も地域社会や国家、ひいては国際社会から孤立してその機能を果たすことはできない。このような現代社会における外国語科教育には、他教科と共同で学校および社会と有機的な連携をもって、開かれた柔軟なカリキュラムを提供することが求められている。言語学習と文化学習との統合的な学習は、外国語科教育の領域をより広く、かつ、より深いものとするのが期待されるが、そのためには外国語を学ぶということに対する日本人一人一人の意識の転換が迫られているといえよう。

注

- (1) ユネスコ総会報告については、永井滋郎「国際理解の教育」『教育と医学』（慶応通信 1984年9月号）を参照した。
- (2) 前同，p.2.
- (3) 上田薫「日本の教育を考える」『教育研究』（日本教育学会 1988）Vol.55, No.1, p.5.
- (4) 教育課程審議会（答申）「外国語の改善の基本方針」『幼稚園，小学校，中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について』（昭和62年）
- (5) Illich, I.などの説く ‘vernacular culture’ の概念に含まれる文化観である。この項および次の(6)については「文化理論を考えるシンポジウム」『iichiko』（インターカルチャー研究所，1990）No.16を参照。
- (6) Bourdieu, P.などの説く，‘pratique, habitus, culture’ に関する文化観である。
- (7) Condon, J. C. and Yousef, F. ‘Cultural Dimensions of Communication’ *An Introduction to*

Intercultural Communication. Indianapolis: Bobbs-Merrill Educational Publishing, 1975.

- (8) Triandis, H. C. *The Analysis of Subjective Culture*. New York: John Wiley, 1972.
- (9) Reggett, T. *England: The Heart of Tradition*. 成美堂, 1988, p. 2.
- (10) 東北学院大学経済学部2年次生を対象とした授業での実践記録の一部である。